

平成29年第1回北広島市文化財保護審議会 会議録

日 時	平成29年12月19日(火) 18:30~21:00
会 場	エコミュージアムセンター知新の駅 ミーティングルーム
出席委員	藤井浩委員、森下徹委員、新發田修治委員、丸山まさみ委員
欠席委員	なし
市出席者	【教育部】水口部長、佐藤次長 【エコミュージアムセンター】小島センター長、畠学芸員、上田任期付学芸員

事務局：本日はお忙しいなかお集まりいただきありがとうございます。お手元に配布しました資料をご確認いただければと思います。

(資料確認)

事務局：それでは、只今から平成29年度第1回文化財保護審議会を開催いたします。本日の会議は新たな任期の最初の会議でありますので、この後、会長が決まるまでの間、私の方で進行役を務めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員：はい。

事務局：よろしくお願ひします。それでは、次第に沿って進めてまいりますので、お願ひします。議案書をお開きいただきたいと思ひます。はじめに委嘱状の交付を行います。教育長が、本日、公務で欠席されましたので、教育部長から、委嘱状を交付いたします。各委員はお席でご起立のうえお受け取りください。

(委嘱状交付)

事務局：続きまして、教育部長からごあいさつ申し上げます。

事務局：夜分遅くありがとうございます。本来なら教育長がご挨拶するところですが、公務のために出席できず申し訳ございません。私の方でご挨拶させていただきます。ただいま平成31年3月までの2年間を任期とする委嘱状をお渡しいたしました。皆様には引き続き審議会委員の重責をお引き受けいただきまして、心から感謝申し上げます。本年度第1回目の審議会を開催するにあたりまして、ひとことご挨拶を申し上げます。

昨年は、北広島市市制施行20周年の節目の年であり、エコミュージアムセンターでは、記念事業の一環としまして、企画展「祝いと記念の品」を開催したところでもあります。また、来年平成30年は「北海道150年」ということで、北海道の命名から150年の節目を記念する事業が全道的に展開されることとなっております。このように、文化財を扱う仕事におきましては、これまでの歴史とこれからの歴史をつなぐことを意識しながら、市民の皆様に伝えることの大切さを感じているところでございます。

さて、本日の審議会では、新たな市指定文化財の指定について、お諮りしたいと考えております。市指定文化財の指定につきましては、平成22年以来となり、本市としましては、初めて、歴史資料を文化財に指定することについてご審議をいただくこととなります。

人口減社会において、文化財を維持することにつきましては、地域の住民の関心や参加が不可決となります。教育委員会としましては、今後ともエコミュージアム

平成 29 年第 1 回北広島市文化財保護審議会 会議録

構想を一層推進するとともに、市の文化財指定に関することや、広く、文化財の保存と活用などにつきましても、審議の機会を重ねてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様にはお力添えとご指導を賜りますよう、お願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

事務局：続きまして、前回の開催から少し日にちがたってしまいました。その間、人事異動があったり、事務局の方も少し顔ぶれが変わったりしております。それで、順次、簡単な自己紹介ができればと思っております。まず、事務局の方からさせていただきます。

(自己紹介)

事務局：このほか、本日同席できませんでしたが、事務局メンバーとして、平成 28 年度までいた三橋主査に代わって若澤主査、塚田非常勤学芸員及び工藤臨時職員がおります。あわせて、よろしくお願ひいたします。次に、会長・副会長の選任を行ってまいります。次第の 4 番にあります。文化財保護条例施行規則第 2 条に、会長・副会長は委員の互選によるとありますが、互選する方法について、なにかご提案がございますでしょうか。

委員：事務局案があれば、お願ひします。

事務局：わかりました。事務局案があれば、ということでしたので申し上げます。

事務局といたしまして、会長に藤井委員、副会長に森下委員という案をもっておりますがいかがでしょうか。

委員：異議ありません。

事務局：それでは、会長に藤井浩委員、副会長に森下徹委員が互選されました。どうぞよろしくお願ひします。

それでは藤井会長には正面の席に移動していただきます。

事務局：それではさっそくですが、会長に選任されました藤井会長から、ご挨拶をお願いしたいと思います。

(挨拶)

事務局：ありがとうございます。続きまして、副会長に選任されました森下委員から、ご挨拶をお願いします。

(挨拶)

事務局：ありがとうございます。この後の進行につきましては、次第の 5 からにつきましては、藤井会長の方に進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長：それでは、次第の方の報告事項、平成 28 年度の事業報告について、事務局から報告をお願い致します。

(平成 28 年度事業について 資料に沿って報告)

議長：只今の報告について、何かご質問等ございますでしょうか。

委員：道の考古学会が視察に来ているのですが、特に何を目当てに来たのですか。

平成 29 年第 1 回北広島市文化財保護審議会 会議録

事務局：このとき私は担当してなかったのですが、そこの収蔵室に少し遺物が置いてありますが、それを見ていったということです。

議長：北海道考古学会は、北広島の遺物をぜひ見たいと担当者が言っていました。特に土器を見たいという希望があったものですから、話を聞いていたのですが、たいへん満足して帰られたと。考古学会といっても一般の方が多いです。

委員：駅通所の改修事業の件で、視察研修で山形の丸岡城を御覧になられていますが、なにか共通点とかはありましたか。

事務局：こちらは、もうひとつ大きな目標がありまして、山形県の鶴岡市に中山久蔵が松本十郎という人物に送った手紙があると聞いていました。その資料の確認と合わせて、史跡の周辺整備を見学させて頂くということで、山形県の丸岡城の周辺整備を取材にいかせていただいたところです。

議長：県指定ですか。

事務局：県指定です。

議長：国じゃないのですね。

委員：4 ページの開発行為、こちらのほうですけども、今回、いずれも、土取場というか、砂利採集ということで、地形が大きく変わる開発行為になるかと思うんですけども、事前に、埋蔵文化財の観点で見られていると思うのですが、自然環境の面でも、特に地形の改変を伴うような開発行為ですと、大きく水の流れから何から変わって、そこにいる生き物たちも、ただただいなくなるだけという状況も多々ございます。重要なものが有る無しに関らず、一応、そこにどんな生き物がいたかという記録をとりたいと思っています。開発をしてはいけないとか、良いとか悪いとかの判断は別に、純粹に無くなってしまう土地というか、地形・景観にもだいぶかわってくるようなものではあると思うので、そういうふうになる前に、以前ここがどうだったのかっていうのは、やはり記録として残しておきたいなどは常々感じているところです。もし今後もございましたら、調べてもよろしいのですか。

事務局：例えば私と一緒に行って調べたりできれば良いと思います。幸いなことに、これらは 1 回農地になったところを掘るので、そんなに大きく地形が変わったということはないです。そのあと埋め戻すということで、見た目は変らないです。

委員：もし、農地であったところであれば特段大きなことはないかと思うのですが、樹林地ですとか別の用途で土地利用されているものが土取りとなると大きく変わってしまうところもありますので、特にそういうところは記録として残しておきたいな、というのは常々感じております。

事務局：大きく変りそうなところはお声をおかけします。私と一緒に行き調査できればと思います。

委員：ご連絡いただければありがたいと思います。知らないところで、開発が見受けられます。残念だと思うのは、私自身、充分歩ききっていないところが開発されたりもしているので、記録としては残しておきたいと思っています。

委員：赤毛のことですけど、赤毛の種というのはどのようにしていますか。というのは、

品種ってというのは自然にもだいぶかわっていくものです。相当、気をつけないと、ここに書いたようなものにならない場合があります。ここで獲ったからそれですむということではない。オリジナルは大丈夫なのか、というのは常にあります。おそらく、道の植物遺伝資源センターから持ってこられたかと思うのですが、よほど注意しておかないと変ってしまいます。遺伝学的に言うと、世代が代わるだけで中の遺伝子は動きますから。段々変ってきます。もとはどういうものなのかなど、答えられるようにしないといけないと思います。

事務局：只今の委員のご質問の関係ですけど、赤毛種保存会が赤毛種をこれまで栽培していますが、5年に1回だったと思います、中央農試から種を200粒買っています。一番最近は今年の2月に新しくしました。それを混ざらないようなかたちで増やしつつ広げているという状況です。5年前にも一度買ってあります。その前もまた買った経過がありますので、毎年赤毛の田んぼを見ると、やけに青いのが出てきたとか、形が変っていくのが保存会の方が良くわかるものですから、そういった目視と感覚でわかる部分、あと、前はいつ入れたという記録から、常時更新していける体制で取り組んでくれています。

目的としていくつか選べるのですが、その中では純粋に種を保存するためというよりは、それをういた地域づくりにも使えるようなカテゴリーでの購入になっていますので、少しお金がかかっています。

委員：歴史的に、本当にそれが中山久蔵さんが作った時代のものかどうか、確認しないといけないと思います。北広島市が発祥と書いていますが、歴史的に正しい表現かどうか。

事務局：中山久蔵は、道南の大野村から移入しているので、厳密には正しい表現ではないです。

議長：報告内容を承認いたしますけれど、よろしいですか。

それでは次に、報告事項の(2)平成29年度事業についての、事務局から報告をお願いします。

(平成29年度事業について 資料に沿って報告)

議長：今の報告について、ご質問等、ありますでしょうか。

よろしいですか。特に無ければ、報告内容を承認いたします。

それでは次に、次第6、諮問について、事務局からお願い致します。

事務局：本日の審議会におきまして、新たな市指定文化財の指定について、文化財保護審議会にお諮りしたいと考えております。これから、教育部長から会長へ、諮問書をお渡ししたいと思います。

議長：ただ今、諮問書をお受けいたしました。諮問内容は「中山久蔵関係資料群」を市指定文化財に指定することについてであります。これに関しまして、次第7「市指定文化財の指定について」事務局の方からお願いします。

(説明)

委員：気づいたのは、島松駅通所の保存修理の文書、出てきたのはわかるのですが、歴

史的な価値、それがあったということなのか、それとも中見ると日にちしか書いてなかったりとか、人の名前が書いてあったりとか、いろんなカテゴライズできるような、価値自体カテゴライズできるような内容なのですが、出たから重要だということですか。

事務局：2つ考え方があると思ひまして、一つの考え方として、文面を置いておいて、表具として使われていたので表具として考えて、中山家にまつわるものとしてすべて重要であるか、なかの文面を吟味して考えるか、という二つの方向性があると思ひます。そして、なかの文面を吟味して考えるのであれば、島松駅通所の業務に関係すると思われる、この目録上の一番「島松駅通所業務関係資料」に関しては、文面が駅通に関連すると思ひますので、これらについては指定の対象として考えています。今回は表具として考えて、文面を無視してすべて一式して指定するというやり方はとらないという方向で考えています。これをもし表具として考えてしまうと、例えばぼろぼろになった新聞・雑誌なども含めて文化財に入ってしまうというのはふさわしくないと思ひまして、表具として文面を無視して考えるのではなく、やはりある程度内容に準じて、駅通の運営に係わるであろう資料をピックアップして、内容に応じて文化財指定を、と考えています。

委員：表具じゃないということはわかったのですが、断片の中でも情報量、全然違うのがありますよね。そのなかで例えば、直接駅通の運営に重要だと思われるもの、そうでないものと、重要度に差があるのではないのでしょうか。

事務局：一番の中でも、重要度は、当然差は出てくると思ひます。ただ、その価値基準をそこまで文化財指定の段階でしてしまっているのか。この一番をすべて文化財指定にかけ、駅通の業務研究に重要な資料を北広島市は持っているということを内外に周知して、そのあと、一番のなかのさらに細かい資料の分析については、外部の研究者も含めて議論を進めていくといった体制作りとして文化財指定を考えておりますので、この一番の中をさらに細かく吟味するまでは、あえて踏み込まないという方針で進めていこうと思ひているところです。

委員：これはどういう価値があるのかなというのが、一番にありまして、人名があるのはわかるのですが、お金がどのくらいあったかとかそれもない、それはあとでたどることが重要なのですか。あとでトレースをするのに重要なのですか。

事務局：どういう視点でトレースしてくるかが、研究者の人によって全然違うので、私たちの視点だけで限定しすぎないで、私たちの視点で限定するのは駅通所に関連しないものは省くというところまでにして、それよりさらに細かいトレースについては、研究をする人に委ねると。その際に、どういったものが重要になってくるかというのは本当にわかりません。これは歴史学だけじゃなく、どの分野でもあると思うのですが、かなり思わぬ方向から資料を切ってくる人というのはいるので、その際に、そういった人たちの視点にも耐えられるように一式として指定をするのがよいと考えているところです。

委員：その資料が出てきた経緯などは、残ってるのですか？どこの部屋から出てきたとか。

平成 29 年第 1 回北広島市文化財保護審議会 会議録

事務局：残っています。この目録上の通し番号とは別に収蔵資料№というのがあると思うのですが、今回この文化財指定のための目録のためにばらばらにしていますが、収蔵資料№は実は意味がある番号でして、3470・71 から 79 まで、発見された場所が違います。発見された場所に応じて番号が振られました。そして、その中からさらに細かく枝番が振られました。発見場所が同じでも、例えば 3470 でも、中に駅通所に関するものと関しないものがあるということで、この目録ではこの収蔵資料№はいったん端に追いやり、ばらばらに配置をし直したのですが、本来の収蔵資料№は、発見された場所に準じて前学芸員がつけています。そして、その発見された 3470 はどこかということは、保存修理報告書という、昭和 59 年から平成 2 年までの修理工事の報告書、出版されたものに掲載されております。

委員：ありがとうございます。

委員：いまの保存修理工事古文書についてなんですけど、いまの事務局の一括指定という考え方には賛成です。私は別の市町村で植物関係の古い標本をたどるということをやっているのですが、そのなかで表を作った人の足跡をたどるのに、こういう資料にあたるのです。明治時代とかだと、開拓使の文書とか残っているものに足跡が全てあればいいのだけれども、意外とそういうところに洩れてる足跡があって、そういうのを探すのに、発掘された資料が意外と重要だったりすることがあります。歴史上のことで調査をしている者ではない人が例えばこういう資料にあたりたがる場合を想定して、おそらく事務局はおっしゃったのじゃないかと想像するので、選別しないで大括りにしてもいいのかと考えました。

あともう一つなんですけど、旧島松駅通所保存修理工事古文書っていう名前だけど、最初意味がわからなくて。保存修理に関する古文書と解釈してしまうのです。長くなるけど、保存修理工事発掘古文書とかはいかがでしょうか。言葉が足りないような気がしています。ほかの市町村の指定された文化財の名前はたしかに短くすっきりしているのですが、短くても内容がそれなりに文化財面から想像できるものなのですけれど。この文化財名、考え直したほうがいいのでは思いました。

事務局：ありがとうございます。この文化財名なんですけど、これは前学芸員がつけた名前でありまして、そこから引き継がれてきたという経緯があり、なかなか今日から変えます、というのも難しいです。もうすでに 30 年近く歩いてきた名前であります。

委員：報告書が存在すると分かり、しっくりきました。工事に際して出てきた何かということ。その意味ではわかりました。工事古文書っていわれると、工事資料がなんで珍しいと思いました。もちろん古文書としての価値はわかるのですが、それといまの駅通所のつくりに関して対比する資料なのかと想像したものですから。

事務局：検討させて頂きたいと思います。

議長：指定除外候補になっているものも、いまの管理としては標本室にあるのですか。

事務局：旧島松駅通所の保存修理工事古文書につきましては、指定除外候補も含めて、今、標本室にあります。中山家資料については、いくつかに関しては、島松駅通所の中にまだ残っている資料があります。「文化財指定に係る資料一覧 中山家資料」の

10 ページ・11 ページを見て頂きたいのですが、後半から収蔵資料Noが抜けている資料があるかと思いますが、これらは収蔵状況がまだ確定していないものです。島松駅通所の中で、お客様に見えるような形で展示しているのもあれば、島松駅通所の納戸の奥にしまいこまれているようなものもあります。収蔵資料Noがついていないものは、今後、どういう環境下で保存をしていくのかということが明確になっていません。これらに関しては、エコミュージアムセンターとしても急務として、やっついこうと思っているところですが、これはやや手順が前後してまして、一部、収蔵資料状況が確立していない資料も中に入っております。

委員：この中山家資料の 11 ページ、注が並んでいるのですけれど、注の番号はどこに対応しているのでしょうか。

事務局：これは収蔵資料Noに対応しています。この注はどちらかというメモのような意味がありまして、注は無視して頂いても特に問題はないかと思えます。

委員：宿帳の名前が付いているのはどうしてでしょうか。「なににな様宿」っていうところですが。

事務局：工事古文書の宿泊帳の断片です。これらは前学芸員の判断なのですが、駅通所ではない旅館から不要な紙を貰ってきて下張りに使用したということでありまして、駅通所の宿泊客ではないであろうと推測をされているところでもあります。

委員：根拠があるわけですね。

事務局：むしろ、駅通所であるという根拠がありません。

委員：指定されないものは、一応、保管はするのですか。

事務局：保管はします。北広島市エコミュージアムセンターの収蔵資料として、間違いなく永年保存していきます。

委員：こういった紙の文化財っていうのは、単に収蔵庫に入れるだけで劣化を防げるのですか。

事務局：中性紙封筒に詰めて、温室度管理ができる部屋に保存していくということをやっていると、完全に劣化を防ぐことはできないですが、だいぶ遅らせるということはあるかと思えます。基本的には源頼朝の時代の古文書も今の時代になってもきちんと読めますので、洋紙であればまた別ですけれども、和紙であれば、きちんと保管すれば 1000 年は持つだろうと思えます。

委員：判読不能っていうのがありますよね。

事務局：保存修理工事古文書などは、下張りからでてきたものなので、そもそも破れて判読できないものがあります。あるいは、下張りに使っていたのでいろんな紙が重なって、それが剥がせないという状態になっているので、見たい部分が見られないということが起こっています。あと、単純に私や前学芸員の技量の問題で読めないという部分もあります。

委員：今のに関連するのですが、今の時代でしたら、デジタルで取って置くこともできると思うのですが、デジタル化を行ってはいかがでしょうか。

事務局：デジタル化は基本的には全点しています。

平成 29 年第 1 回北広島市文化財保護審議会 会議録

委員：なにかあってもデジタルは最悪残る。

委員：デジタルは危ないと思います。フィルムできちんと残すほうが良いと思います。お金はかかりますが。

事務局：マイクロフィルムにはしてないです。デジタルに頼ってしまっています。

議長：実物資料の保存はなにか問題ありますか。

事務局：実物資料は、通し番号だと 127 番の木箱などは、ずっと駅通所で展示しておりましたので、函館の駅通所から島松の駅通所に贈られた物ですが、枕カバーを入れていたもので、状態が良くないです。これら駅通所にずっと展示、あるいはそのまま置かれていた物は、必ずしも状態がいいわけではないものも含まれています。状態が余りに悪い物に関しては、修復業者に依頼をして、今、修復を進めているところですが、予算との兼ね合いもあり、本当に少しずつやっている状態です。

この「代表的な写真」ですが、屏風 2750・2751、これはおそらく、中山久蔵が生きていた頃から、偉い人から貰った文書を貼り付けて、旅館でしたので宿泊客に見せるように展示していたと思うのですが、ご覧の通りの破損状況であります。これは修復業者からすると、いったん紙を剥がして、別の屏風に張り替えて、せめて本紙だけでも保存するという処置をとらなければ、屏風そのものは難しいといったことでした。ちなみに、この屏風、左端に黒い縁があるのですけれども、もうひとつ、右端に黒い縁があるのがあったと思うのですが、それに関してはすでに屏風から文書を剥離して各文書を裏打ちしています。平成 10 年にそういった措置もとっています。このように、劣化が見られるのはあります。これらは逆に文化財指定することで、これ以上の劣化を防ぐという議論を惹起したいというところです。

委員：資料を再整理されて、事務局の中山久蔵に対する見方、今までと違った点がありますか。

事務局：稲作の推進者という側面がよくクローズアップされるかと思うのですが、わたしたちの所蔵している資料、思っていたより稲作のことが出てくるわけではなかったです。むしろ、多角的な事業をやっていたといった側面がみられます。それは中山に限らず、当時の人たちはそうだったと思うのです。ひとりで頑張ったというイメージをもっている人が多いような気がしているのですが、実際にはそれなりに求心力のある人なのだろうと思うところでありまして、月寒村・広島村の総代人に選挙で選ばれています。他の公共事業にたくさん寄附をしています。これは和田郁次郎や当時の地域社会のリーダーたちに共通することではあるのですけれど、地域社会のリーダーとして活躍している側面が見て取れます。

委員：今回、市指定で文化財に指定するにあたって、除外候補とそうじゃないもの、この辺の考えは、前学芸員もだいたい似たような考えですか。

事務局：当初、前学芸員から提案されたのは、中山家資料をそのまま全部指定をする、島松駅通所保存修理工事古文書もそのまま全部指定をすると、2つの群で指定をしたほうがいいのかという意見を提言されました。これについて、寄贈して下さった中山徹さんから、最近のものは省いて欲しいという意見があったということ

と、あと二段階にすると、通常で考えれば二年かかると思います。そうすると、私の在任期間が途中で終わってしまうという現実的な問題がありまして、それに関しては関秀志先生から、あなたがいるうちにやりなさいというお言葉があったということもありましたので、このような形でやると私たちの方では結論をしました。

議 長：指定物件というものは人がつくって、その人がいないと最後までできないというのはおっしゃる通りだと思います。指定除外として検討したほうがいいのかと思っ
てはおります。散逸を防ぐという意味では、一括して指定する場合がありますので。今回、説明いただきまして、時間が必要かと思
います。次回の会議まで改めて ゆ
っくり資料等に目を通していただくことでいかがでしょうか。

委 員：私も歴史分野は素人ですので、考えが行き着かないです。これを一括指定するかど
うかが論点になるかと思
いますので、文化財指定した場合としない場合でのメリッ
ト・デメリットみたいな、考えるにあたってのヒント・資料があれば、考えられる
のか、と思
います。

関先生は今のこのやり方でいいとおっしゃっているのですよね。根拠は書いてあり
ますか。

事 務 局：添付資料には書いてはいないです。関先生も、最初のうちは、指定除外は設けない
方がいいとおっしゃっていたのですが、目録してみると、これはいくらなんでも、
というのがありました。代表例としては、中山家資料の 10 ページの 9 番「郷土史
の調査資料」となっているところですが、例えば『太子町誌』というのは、中山久
蔵の出身地の太子町が出版しているいわゆる自治体史です。昭和 43 年の出版物で
す。そして、「松本十郎家一族家系図」というのは、松本十郎という中山久蔵と仲
の良かった人物の家系図ですが、平成 22 年に、おそらく郷土史を調べている方が
作ったもので、これを文化財というのはいくらなんでも無理があるだろうと思
います。「手紙のコピー・解説文」は、中山家資料の目録の 4 番「中山久蔵関係資料 手
紙」とあります、6 ページのあたりです、これのコピーと、それを郷土史家の人が
どこかに依頼をして解説をつくったというものでして、手紙の原本があつて、その
コピーをわざわざ指定する必要があるかというところで、これらに関しては除外し
ていいのではないかといったご意見を途中からいただきました。

あと、元所蔵者の方の意識、中山久蔵の子孫の方の思いも尊重しなければなら
りません。この目録の 8 番、軍人であられた子孫の方の資料ですが、昭和期の軍隊
の資料として非常に貴重なものですが、現在の子孫の方からみたら文化財指定
というのも違和感があるのはもったいなことだと思います。寄贈していただいた方
の意思も尊重しなければならないということもありますので、指定から除外すると
考えています。

もちろん、一括して指定すれば、全て後世に伝えるという思いで、一括して指定と
いうことも手段として考えられるとは思
います。

委 員：確たるものをまずは、ということですね。

事 務 局：来歴が不明な資料と分類した物に関して、中山久蔵が使用していたことが確

平成 29 年第 1 回北広島市文化財保護審議会 会議録

実であるとなれば、追加していくと考えているところです。

委員：指定したものを関係ないからとあとで除外するという方が動きとしてはおかしいですね。しっかり審議したのかという話にもなってきますし。最初は絞り込んだ上での指定のほうが良いと思います。

事務局：加えるも除外するもルール上は可能ということですが、あとから詳しいことがわかって除外したというよりは、あとから詳しいことがわかったので加えた方が良いと思うところです。

委員：線引きが難しい話ですね。

議長：次回会議の時に答申書を渡したいと確認いたしましたので、次回の会議に決定したいと思います。

次第の 8「その他」になりますが、事務局から。

事務局：長時間のご審議、ありがとうございます。次回も続きますが、感謝申し上げます。次回の会議の日程をおおまかに調整させて頂ければと思うのですが、議案書の 11 ページ、最後のページに今後のスケジュールとして、事務局で想定しているところがございます。本日 12 月 19 日、諮問をさせていただいて、審議に入っております。次の審議会を、可能であれば答申ということで運びたいのですが、1 月の下旬に会議を持たせて頂きますと、2 月以降の教育委員会会議に報告し、教育委員会として市の指定文化財としての決定をすることができると考えています。

決定いたしますと、市民の皆様に対してのお知らせ等をどういう風にしていくか。まずは「郷土資料からたどる北広島の人々」という企画展の中において周知していく。2 つ目は、4 月になりますと、駅通所オープンしますが、そちらの方にも関連資料等、常設している部分があります。そちらの方でも表示を増やすなりして周知していく。事務的には決定しますと告示をするのですが、広報的にはエコミュージアムセンターのホームページでお知らせしたり、5 月 1 日号の『広報北ひろしま』に紙面を予約しておりますので、そちらの方でもお知らせしていくということも考えています。また、それらと相前後しまして、最終決定ができましたら、議会の方にも報告していきたいと考えております。

その先には、さきほど事務局側が申しましたように、ほかの博物館だとか郷土資料館の研究者の方が見たいとか研究したいというお話があれば対応していくと考えております。

そこで、次の会議の日程ですが、1 月下旬から 2 月上旬としておき、改めて調整させていただくことでよろしいでしょうか。事務局からは以上でございます。

議長：他にございませんか。

では、これもちまして、第 1 回の文化財保護審議会を終了いたします。お疲れ様でした。

(5) 常設展示および企画展「郷土資料からたどる北広島の人々」を案内したのち、閉会した。